

## お 願 い 全 建 書 頒 会

この度は、工事下請注文書又は工事下請基本契約書紙をお買い上げいただきまして誠にありがとうございました。

誠に恐れ入りますが、工事下請注文書をご使用になる際、“履行遅滞の遅延利息”と“過払の返還利息”の%欄は 2.7 と記入してください。

利息の率は、下記の財務省告示を参考に決めています。

本来でしたら、利息の率は工事下請注文書に印刷しておくべきですが、下記の変遷のとおり、直近の数年は毎年のように改正されていますので、あらかじめ印刷しておくことができません。

お手数をおかけいたしますが、よろしくお願い申し上げます。

政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める財務省告示の変遷

政府契約の支払遅延防止法（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定 8.25%

平成23年4月1日 3.1%

平成25年4月1日 3.0%

平成26年4月1日 2.9%

平成28年4月1日 2.8%

平成29年4月1日 2.7%

また、平成26年4月1日から2020年3月31日までの間に作成される建設工事請負契約書については、印紙税が軽減されることが国税庁より発表されております。

注文請書の裏面に記載してある金額と異なりますので次の通り適用してください。

	200万円以下	200円
200万円超	300万円以下	500円
300万円超	500万円以下	1千円
500万円超	1千万円以下	5千円
1千万円超	5千万円以下	1万円
5千万円超	1億円以下	3万円
1億円超	5億円以下	6万円
5億円超	10億円以下	16万円
10億円超	50億円以下	32万円
50億円超		48万円

元号については、「令和」となることが発表されましたので、お手持ちの工事下請注文書又は工事下請基本契約書については、令和元年5月以降は、「平成」に二本線を引き、その上段に「令和」と記載し、その下段に訂正印を押し、欄外に「追加式字削除式字」（西暦年の場合は「削除式字」）と記載されますようお願い申し上げます。

平成23年7月改訂の工事下請注文書（5枚複写）、個別工事下請契約約款、工事下請基本契約書をご使用になる際には、平成29年10月より次の条項を加えましたので、この用紙を添付してください。  
よろしくお願い申し上げます。

個別工事下請契約約款第2条、工事下請基本契約約款第4条に次の第2項を加える。

2 請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

個別工事下請契約約款第42条第1項第5号、工事下請基本契約約款第44条第1項第5号を次のように改める。

五 下請負人が以下の一にあたる時。

イ 役員等（下請負人が個人である場合にはその者を、下請負人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

個別工事下請契約約款第44条第1項第5号、工事下請基本契約約款第46条第1項第5号を次のように改める。

五 元請負人が以下の一にあたる時。

イ 役員等（元請負人が個人である場合にはその者を、元請負人が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しないもの（以下この号において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。